

令和4年度智頭町地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

智頭町は、鳥取県の南東部に位置する山間地域で、農用地が少なく、農家一戸当たりの耕作面積は33aと少ない。

水田面積は459haでコシヒカリ・ひとめぼれ等の稲作を中心に、転作作物として、JA鳥取いなばの重点作物の白ネギ・アスパラガス・ブロッコリー、ホウレンソウ、生姜、智頭町特産作物の自然薯・りんどう・どうだんつつじ・テッポウユリ、キクイモ、ルバーブ、その他の多品目野菜が栽培されている。

近年は、認定農業者、認定新規就農者とも微増傾向にあるが、担い手の高齢化、後継者不足、農家の兼業化の進展、鳥獣被害の拡大が深刻であり、不作付地や耕作放棄地の増加が懸念されている。

このような課題を解決するために、集落営農の組織化、新たな担い手の確保と育成を推進するとともに、農地中間管理事業等を活用した農地集積、分散錯圃解消に取り組み、転作作物の生産性向上、コスト低減を図ることが必要である。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

- 適地適作の推進
 - ・ 智頭町は全体が山間農業地域に指定されており、農地の平均面積も6aと狭く条件不利地域となっている。その条件下で有用な作物の選定をしていく必要がある。
- 収益性・付加価値の向上
 - ・ 部会等の団体的な取組を推進し、高収益作物の作付けを推進する。団体的な取組を行うことで地域のブランド化を図る。
- 新たな市場・需要の開拓
 - ・ 県外への販路開拓、国外への輸出を視野に入れた取組を推進していく。
- 生産・流通コストの低減
 - ・ 低コスト生産技術の導入・普及を行い、農地の集積・集約化に努めて生産効率の向上を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

- 地域の実情に応じた農地の在り方
 - ・ 担い手の高齢化、担い手不足が深刻化しており、水稻の作付けを推進していく。一方で農業者の所得向上のために高収益作物の作付けも推進していく。
- 地域の実情に応じた作物・管理方法等の選択
 - ・ 省力的な管理が可能なキクイモ、そばの作付けを推進していく。
- 地域におけるブロックローテーション体系の構築
 - ・ 本地域の水田は、山に挟まれた広がりのない土地や山間地の急傾斜地に位置しており、大豆、麦等畑作物の生産はほとんどなく、また、そばの作付も点在しているためブロックローテーション体系の構築は困難であるが、白ネギなど転作作物の生産性の向上のために水稻と転作作物の輪作体系を推進する。
- 水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針
 - ・ 水稻と畑作物のブロックローテーションは困難であることから、そばなど転作作物

物が継続して作付けされている水田について、転作作物の生産性、集団性、周辺の水田の条件等を勘案し、数年後を目途に畑地化を検討する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

- ◎地域営農集団の保有する機械、施設や農作業受託組織の有効活用、水稻育苗センターの利用促進等により、機械経費や労力等の削減による生産コストの低減を図る。
- ◎減農薬、減化学肥料により環境負担を軽減しつつ、特別栽培米の生産拡大を図り、安全で品質の高い地域ブランド米の生産を推進する。
- ◎栽培研修会の開催等品質向上対策により、1等米比率の向上を図る。

(2) 非主食用米（WCS用稲、SGS用飼料用米）

主食用米の需要減が見込まれる中、畜産農家の需要に応じて生産され、取組も定着している。今後も団地化による生産性向上等を推進しながら、安定生産に取り組む。

(3) 大豆、飼料作物

ア 大豆

栽培適地が多くないため、大幅な作付拡大は困難な状況であるが、適地を中心に継続した作付推進に取り組む。

イ 飼料作物

耕作放棄地の増加が見込まれる中、自給粗飼料の安定確保、二毛作による土地利用向上等にも有効で、耕畜連携とあわせて推進を図る。

また、那岐・富沢地区を中心に和牛の水田放牧を拡大し、畜産農家と生産者が連携し、団地化を推進することで面積拡大を図る。

(4) そば

地域の販売実需者との契約に基づき、地域のイベントへの活用等、地域の活性化のため、現行の栽培面積を維持する。

(5) 高収益作物（園芸作物等）

ア 白ネギ・アスパラガス・ブロッコリー・ホウレンソウ・生姜

- ◎白ネギはJA鳥取いなばの重点作物であり、生産者数の増加、作付面積の拡大を推進する。また、夏の気温が低く、継続出荷が可能な産地の特徴を生かした高品質、安定出荷に取り組む。
- ◎アスパラガス・ブロッコリー・ホウレンソウ・生姜は、JAいなばの重点作物としてJA管内全域で生産拡大に取り組んでおり、作付面積の拡大とあわせて、栽培技術向上による収量、品質向上を図る。
- ◎トレーサビリティを徹底し、市場・消費者に信頼される商品を供給する。

イ 自然薯

- ◎贈答用の得意先へのDMの送付と、積極的な直売所の利用、また、年間を通して利用してもらえる市場（旅館や料理屋等）模索をし、販売先の増加を目指す。
- ◎生産者数の増加による作付面積拡大を図る。

- ◎トレーサビリティを徹底し、種芋及びむかごの品質を随時確認し、地域特産品として生産する。

ウ リんどう

- ◎販売本数16万本、販売金額1000万円を目標とする。
- ◎種子の採取方法の確立、優良系統の作付面積拡大を図る。
- ◎出荷方法、選花方法の見直しを図り、選花場の効率的な運営を図る。

エ どうだんつつじ

- ◎広報活動を積極的に行い、全国にPRし市場を広げる。
- ◎生産者数の増加による作付面積の拡大を図る。

オ テッポウユリ

- ◎作付面積の拡大とあわせて、栽培技術向上による収量、品質向上を図る。
- ◎市場・消費者に信頼される商品を供給する。

カ ルバーブ

- ◎生産者数の増加による作付け面積の拡大を図る。
- ◎町内外にPRし、販路拡大を図る。

キ キクイモ

- ◎遊休農地を活用した作付面積の拡大を図る。
- ◎市場・消費者に信頼される商品を供給する。

ク 直売所向け野菜等（花き・花木、果樹、雑穀等を含む）

- ◎計画的栽培と品質の統一を図り、直売所、市場、給食センター、飲食店等地産地消の促進を図る。

ケ 野菜等への堆肥散布

- ◎堆肥の散布を推進することにより野菜等の高品質化、付加価値化を図る。

コ 施設野菜等

- ◎農業用施設を活用し、通年を通しての作付けを行い、収量確保を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 7 産地交付金の活用方法の概要

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	231		232.3		235.4	
備蓄米	2.2		—		—	
飼料用米	0.2		0.2		—	
米粉用米	—		—		—	
新市場開拓用米	—		—		—	
WCS用稲	0.1		0.4		0.7	
加工用米	—		—		—	
麦	0.7	0.7			—	
大豆	2		1.7		2.2	
飼料作物	38.1	15	23.6		25	
・子実用とうもろこし						
そば	2		3.5		2.2	
なたね	—		—		—	
地力増進作物	—		—		—	
高収益作物						
・野菜	46		45.6		47	
・花き・花木	7.7		8.3		7.9	
・果樹	2.3		2.4		2.2	
・その他の高収益作物	—		—		—	
その他						
・きのこ・山菜他	3		3.8		3.5	
畑地化						

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1-1 1-2	白ネギ、ブロッコリー、ア スバラガス、ホウレンソ ウ、生姜、自然薯、どうだ んつつじ、りんどう、テッ ポウユリ、ルバーブ、キク イモ	地域特産作付助成	作付面積	(令和3年度) 1-1 1.7ha 1-2 4.2ha	(令和5年度) 1-1 2.5ha 1-2 4.0ha
2	飼料作物、WCS用稲	団地化推進助成	作付面積 取組農家数	(令和3年度) 9.5ha 23戸	(令和5年度) 10.5ha 25戸
3	直売所向け野菜等	野菜等の直売所等利用支 援	作付面積	(令和3年度) 7.2ha	(令和5年度) 6.5ha
4	野菜、花き、花木、果樹、 等	野菜等堆肥散布助成	作付面積	(令和3年度) 1.4ha	(令和5年度) 1.0ha
5	野菜、花き、花木、果樹、 キノコ類等	施設園芸助成	作付面積	(令和3年度) 1.1ha	(令和5年度) 1.0ha

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:

協議会名:

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1-1	地域特産作付助成	1	26,400	白ネギ、アスパラガス、ブロッコリー、ホウレンソウ、生姜、りんどう、どうだんつつじ、自然薯、テッポウユリ、キクイモ、ルバーブ	○対象者 ・経営所得安定対策実施要綱に定める販売農家
1-2	地域特産作付助成	1	30,400	白ネギ、アスパラガス、ブロッコリー、ホウレンソウ、生姜、りんどう、どうだんつつじ、自然薯、テッポウユリ、キクイモ、ルバーブ	○対象者 ・農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農又は人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体
2	団地化推進助成	1	5,600	飼料作物、WCS用稲(基幹作)	○対象者 ・経営所得安定対策実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○その他 ・産地交付金対象水田において、対象作物ごとに1団地で0.8ha以上の団地が形成されていること。 ・2つ以上の田が畦畔で接続、又は農道及び道路又は用排水路を挟んで接続。 ・1圃場につき1回の助成とすること。
3	野菜等の直売所等利用支援	1	16,000	野菜、花き、花木、果樹等(基幹作)	○対象者 ・生産者団体等へ加入している経営所得安定対策実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○その他 ・1-1、1-2以外の支援対象作物を直売所、市場、給食センター、飲食店へ販売すること ・花木、果樹の対象年限を新植から3年以内とする
4	野菜等堆肥散布助成	1	12,000	野菜、花き、花木、果樹等(基幹作)	○対象者 ・経営所得安定対策実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○その他 ・場取いなし農業協同組合管内の畜産農家で生産された堆肥の利用に限る ・堆肥の散布量が10a当たり概ね2t又は4m ² 以上であること ・花木、果樹の対象年限を3年とする(令和2年4月1日から令和5年3月31日までに新植又は改植を行ったものに限る) ・1圃場につき一年に一回のみ対象とする
5	施設園芸助成	1	24,000	野菜、花き、花木、果樹、キノコ類等(基幹作)	○対象者 ・経営所得安定対策実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○その他 ・花木、果樹の対象年限を新植から3年以内とする ・1圃場につき一年に一回のみ対象とする